

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
・令和元年度地籍調査に関する事業計画		土地対策室
・洪水浸水想定区域の指定		河川課
◎ 公 告		
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧		漁業振興課
・一般競争入札の実施		港湾課
◎ 公安委員会告示		
・警備員等に対する検定の実施		生活環境課
◎ 人事委員会規則		
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		人事委員会事務局

告 示

長崎県告示第58号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により令和元年度の地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。

令和元年6月7日

長崎県知事 中村 法道

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
長崎市	1. 地籍の明確化を図るため	坂本2丁目等2区域 水の浦町等2区域 目覚町等3区域 大鳥町等2区域 元町等4区域 立山5丁目 浜平2丁目 磯道町第1 城山町 城栄町 弁天町 旭町 光町 曙町 淵町第1 淵町第2 飯香浦町第1	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

	虹が丘町 立岩町第1 立岩町第2 八景町 田上二丁目
佐世保市	矢岳今福 平瀬 松山折橋 須田尾若葉 白南風干尽
島原市	白山第4 白山第5 白山第6
諫早市	小ヶ倉第2 新道・西郷・野中 西小路・原口 小船越第1 小船越第2 破籠井 真崎・真崎本村名 津水・真崎
大村市	福重松原第二 松原第一 松原第二 松原第三 鈴田第二 三浦第一 三浦第二
平戸市	大久保第7-2 大久保第11-1 大久保第20-1 大久保第20-2 大久保第21-1 大久保第21-2 大久保第21-3 大久保第21-4 紐差A-2 紐差B-1 深川B 明の川内A 明の川内B 深川C 深川D 木引C 深川E 木引B 木引D 木引E 木引F 宝亀A 宝亀B 宝亀C 宝亀D 宝亀E

松浦市		平尾第2-4 上第2 志佐里第1 今福木場第2 寺上第1	
対馬市		久根浜第1 下原第4 下原第5 久根浜第2 根緒第2 濃部第3 横浦第2 横浦第3 御園第1-1 御園第1-2 佐護西里第4 飼所第2 琴第4-1 古里第1-1	
五島市		繁敷第一 繁敷第五 荒川第十一 荒川第十二 玉之浦第三 玉之浦第四 浜第四 浜第五 増田第一 増田第二 荒川第十三 荒川第十四 荒川第十五 増田第三 増田第四 増田第五 小泊第一 小泊第二 小泊第三 小泊第四 小泊第五	
雲仙市		南本町第3 北本町第1 北本町第2 北本町第3 雲仙第1-1 雲仙第1-2 雲仙第2 雲仙第3	
南島原市		谷川第3 下宮原第2 下宮原第3 (一部) 棚 石	

		塔之坂 田平第5 田平第6 田平第7	
--	--	-----------------------------	--

長崎県告示第59号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により二級河川厳原本川水系厳原本川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び対馬振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和元年6月7日

長崎県知事 中村 法道

公 告**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和元年6月7日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県対馬市厳原町西里316番地

山根 清

長崎県対馬市厳原町浅藻10番地

平井 仁

(2) 加入区

厳原町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

厳原町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市厳原町久田1番地7

厳原町漁業協同組合

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年6月7日

長崎県知事 中村 法道

1 物品等又は特定役務の名称及び数量

空港用化学消防車（10000リットル級） 1台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県土木部港湾課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-894-3053

3 調達方法

購入

4 契約方法

- 一般競争入札
- 5 落札決定日
令和元年5月20日
- 6 落札者
東京都中央区日本橋二丁目5番1号
帝國繊維株式会社 代表取締役 白岩 強
- 7 落札価格
123,200,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額11,200,000円）
- 8 入札公告日
平成31年4月5日
- 9 落札方式
最低価格

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第6号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年6月7日

長崎県公安委員会委員長 中部 憲一郎

1 検定を行う警備業務の種別、区分、日時及び場所

種別及び区分	日 時	場 所
空港保安警備業務 1級	令和元年9月3日（火）午前 9時から午後6時までの間	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
空港保安警備業務 2級	令和元年9月4日（水）午前 9時から午後6時までの間	

2 検定予定人員

各区分とも10人

3 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

(イ) 警備業務に関する基本的な事項

(ロ) 法令に関すること。

(ハ) 乗客等の接遇に関すること。

(ニ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

(ホ) 空港に関すること。

(ヘ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物等検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

5 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和元年6月10日(月)から同月19日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

(エ) 次に掲げるいずれかの書面 1通

a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3

(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により公安委員会が交付した書面

(ウ) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

イ 空港保安警備業務2級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

(エ) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

7 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

空港保安警備業務1級、2級いずれも16,000円

(2) 納付方法

検定手数料は、検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

8 合格発表

各検定の合格発表は、検定当日、本人に対して行う。

9 その他

(1) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

(2) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り。）すること。

(3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

人事委員会規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月7日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第2号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表第3 (第5条関係) 学歴免許等資格区分表			別表第3 (第5条関係) 学歴免許等資格区分表		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
略			略		
2短大卒	1短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)~(4) 略	2短大卒	1短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)~(4) 略
	2短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)~(6) 略		2短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)~(6) 略
	3 略			3 略	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表(八二四)
直通表(八九五)
二一一一
四一

印刷所
長崎市権島町八番十二号
株式会社
寺クイックプリント
田宏
弥ト